

の実施状況、被災情報その他の情報等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

- 省対策本部が設置された場合には、省対策本部事務局は、速やかに記者発表を行う。

- 厚生労働省は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

④ 関係機関相互の連携協力の確保

- 省対策本部は、関係都道府県・市町村その他の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するとともに、都道府県知事等から厚生労働大臣に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、厚生労働大臣は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

⑤ 指定公共機関の自主性の尊重等

- 厚生労働省は、国立病院機構及び日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その自主性を尊重することとされている。厚生労働省医政局及び社会・援護局は、その自主性の尊重について関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。

⑥ 高齢者、障害者等への配慮

- 国民保護措置を実施するに当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

- 厚生労働省が設置・運営する施設にあっては、当該施設を利用している高齢者、障害者等に対する警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援が迅速かつ的確に行われるよう、対応マニュアルの作成等必要な体制の整備に努めるものとする。

⑦ 國際人道法の的確な実施

- 赤十字標章等や特殊標章等の交付等にあたり、厚生労働省（赤十字標章等については医政局、特殊標章等については関係部局）は、地方公共団体等と協力しつつ、国際的な武力紛争において適用される國際人道法の的確な実施の確保を図るものとする。

- 厚生労働省社会・援護局は、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）の適切な実施を確保するものとする。

⑧ 安全の確保

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬食品局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査

所) の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

- 厚生労働省関係部局（大臣官房、医政局、社会・援護局）は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。
- 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 社会保険庁本庁は、警報の通知を受けたときは、地方社会保険事務局長に対し、速やかに通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。
- 地方社会保険事務局長は、警報の通知を受けたときは、管内の社会保険事務所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 社会保険事務所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。
- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関へ伝達するものとする。
- 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援情報システムを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達の手段に加え、厚生労働省ネットワークシステムや厚

生労働行政総合情報システム（WISH）が霞ヶ関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、これらのシステムをその特性に応じて適切かつ効果的に活用するものとする。

第2節 住民の避難

1 避難措置の指示の通知

- 厚生労働大臣は、関係機関に対し、警報の通知に準じて、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

2 避難に当たって配慮すべき事項

- 沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適當な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、厚生労働省社会・援護局は関係省庁と連携しつつ、沖縄県と協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

- 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、厚生労働省社会・援護局は、避難施設、避難経路について、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、必要な調整を行うものとする。

3 避難住民の誘導

- 厚生労働大臣は、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

- 厚生労働省が所管する施設等機関のうち、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の長は、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節 総則

1 救援の実施に関する助言等

- 厚生労働省は、対策本部長より都道府県知事又は指定都市の長に対して救援の指示があった場合は、適切な救援が実施されるよう、都道府県又は指定都市と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。
- 厚生労働大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。
- 厚生労働省社会・援護局は、関係省庁とともに、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、救援に係る物資の供給のほか、物資の入手

可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

- 内閣総理大臣が国民保護法第88条第2項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局、健康局、医薬食品局及び社会・援護局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) 救護班の派遣等

- 厚生労働省医政局は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成するものとする。また、厚生労働省医政局は、必要に応じ、公的医療機関及び民間医療機関に対し救護班の派遣を依頼するものとする。
- 厚生労働省労働基準局は、避難住民の医療対策のため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康福祉機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
また、初期の武力攻撃災害における医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるものとする。
- 救護班の緊急輸送について、厚生労働省医政局は、必要に応じ、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。
- 厚生労働省関係部局は、緊急物資の運送について、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関に求めるものとする。

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省医政局は、武力攻撃災害が発生した場合、国立高度専門医療センターによる医療活動を円滑に実施するため、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からN B C攻撃も想定しつつ必要な医薬品医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- 厚生労働省医政局は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康局の協力を得て支援するものとする。
- 厚生労働省医政局は、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、N B C攻撃を含む武力攻撃災害時

に特有な傷病の診断・治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。

- 厚生労働省健康局は、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、平素から感染症を診断した医師の届出状況を分析することにより、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする（感染症サーベイランス）。また、例えば、生物兵器を用いた潜行型の武力攻撃事態等においては、呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求める臨時の調査（症候群別サーベイランス）を実施するなど感染症の発生動向をより迅速に察知するものとする。
- 厚生労働省健康局は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

(3) 医療活動の実施

- 厚生労働省医政局は、国立高度専門医療センターにおいて医療活動を行うものとする。
- 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、国立高度専門医療センターの医療関係者を派遣するものとする。
- 緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
- 厚生労働省医政局は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等の現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、現地医療機関に協力して行う医療活動を行うものとする。
- 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するものとする。

②生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省健康局は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

- 厚生労働省健康局は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康局は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び健康局の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省医政局は、原因物質が特定された場合は、関係部局の協力を得て、その特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など医療活動を行うものとする。

第4節 保健・衛生に係る対策

1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省健康局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁に対し協力要請する。
- 厚生労働省健康局は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。
- 厚生労働省健康局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。
- 厚生労働省健康局は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

2 保健医療関係者の派遣

- 平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、厚生労働省健康局は、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、被災時要援護者（障害者、難病患者を含む。）の把握に努めることができるように助言を行う。
- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援情報システムの活用に努める。
- 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用に努めができるよう助言を行う。

第5節 福祉に係る対策

1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

2 ボランティアへの支援

- 厚生労働省社会・援護局は、都道府県及び市町村と連携し、武力攻撃事態等におけるボランティア活動の支援のため、以下の取組を行う。
 - ・ 平素から、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るとともに、武力攻撃事態等におけるボランティアとの連携方策について検討すること。
 - ・ 武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めること。
 - ・ 武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図るものとする。また、ボランティアの登録・派遣調整等を行い、その活動拠点となるボランティア・センターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮すること。

3 義援金の受け入れ

- 厚生労働省社会・援護局は、義援金の募集・配分に関し、必要な助言等を行う。

第6節 安否情報の収集・提供

- 厚生労働省が所管する施設等機関の長は、当該施設等機関に収容され、又は入所・入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に当該施設等機関の所在地を管轄する地方公共団体の長及び当該施設等機関の所管部局の長に提供するものとする。また、当該避難住民等が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 水道施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省健康局は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。
- 厚生労働省健康局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省健康局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 厚生労働省健康局は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。
- 厚生労働省健康局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

2 毒物又は劇物の取扱施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬食品局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設（以下2において「毒物劇物取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態において、毒物劇物取扱施設が安全

確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬食品局は、平素時の毒物劇物流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等において、毒物劇物の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒物劇物取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

3 毒薬又は劇薬の取扱施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬食品局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設（以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬食品局は、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体

制を確立する。

- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

4 生物剤・毒素の取扱所

(1) 平素からの備え

- 生物剤・毒素の取扱所を有する事業を所管する部局は、都道府県と緊密な連絡をとりつつ、所管する取扱所を把握する。
- 生物剤・毒素の取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、当該取扱所について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省健康局は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるとときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、感染症法に規定する特定病原体等の所持施設を有する事業を所管する省庁に対し、必要に応じて、当該施設における特定病原体等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- ①人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素の